

第6次日田市総合計画

第2期基本計画

序 論 編

は じ め に

1. 総合計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

日田市では、市政を総合的かつ計画的に運営するため、昭和46(1971)年に日田市総合計画を策定して以来、総合計画に沿って各種の施策を推進しています。また、平成26(2014)年には「市民を主体としたまちづくりの実現」を目的とする*₁ 日田市自治基本条例を定め、市の最上位計画として総合計画を策定するよう義務付けました。

このような中、「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」を将来都市像として定めた第5次日田市総合計画が目標年度の平成28(2016)年度を迎えたことから、次期計画となる第6次日田市総合計画を策定しました。

第6次日田市総合計画は、これまでの総合計画と同様に市政運営の基本事項としての計画であるとともに、市民と行政が理念を共有し、*₂ 協働してまちづくりを進めるための指針として策定しています。

(2) 計画の役割

総合計画は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針です。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものです。

*₁ 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*₂ 協働

様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特徴を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

(3) 計画の期間

第6次日田市総合計画の計画期間は、平成29(2017)年度から令和9(2027)年度の11年間とします。

(4) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。

基本構想

日田市の将来像や市政の基本方針を示したもので、これからのまちづくりの根幹となるものです。

基本計画

基本構想が示す基本方針に沿って実施する施策を体系的にまとめたものです。基本計画は、第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3期計画を4年間に区分して策定します。

実施計画

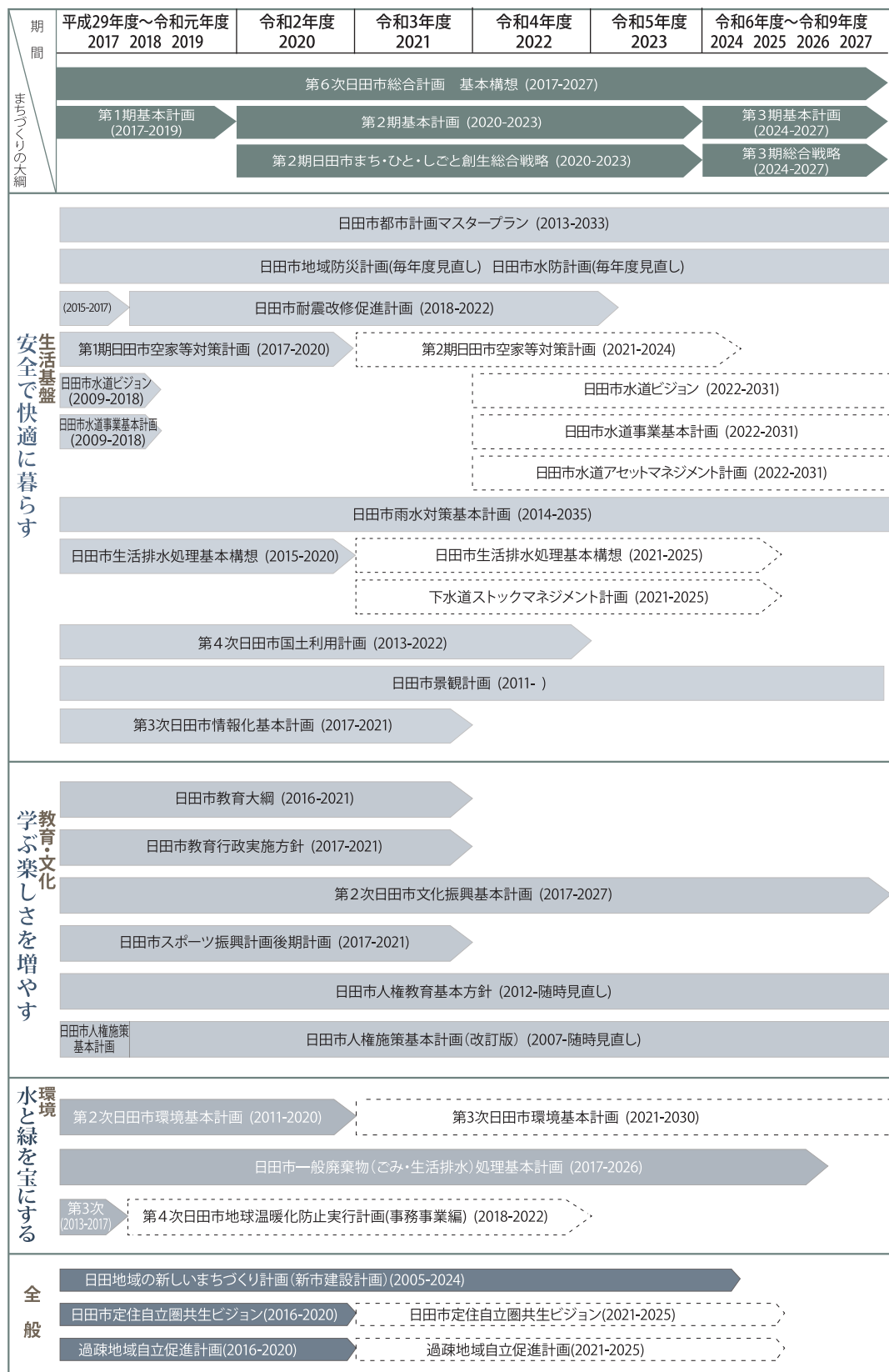
基本計画で示す施策に基づき、市が実施する具体的な事業の計画をまとめたものです。実施計画は3年間を単位として毎年見直しを行い、各年度における予算編成の指針となります。

平成29年度 2017	平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027
基 本 構 想（11年間）										
第1期基本計画(3年間)			第2期基本計画(4年間)				第3期基本計画(4年間)			
実施計画(3年間の計画を毎年度策定)										

(5) 総合計画と分野別の各計画

総合計画と分野別の計画を体系的に時系列で整理すると下図のようになります。



 計画策定予定

2. 総合計画策定の背景

(1) 日田市の特性

日田市は大分県の西部、福岡県と熊本県に隣接した北部九州のほぼ中央に位置し、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されています。気候は、内陸特有の性質から寒暖の差が大きく、雨量も多いことから、四季の移ろいがはっきりしているといった特徴があります。

古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済・文化の中心地として発展しました。当時の歴史的な町並みや伝統文化は今なお脈々と受け継がれており、*1 私塾「咸宜園」や塾と共生したまち「豆田町」等が教育遺産群として日本遺産に認定されているほか、「*2 日田祇園の曳山行事」はユネスコ無形文化遺産に登録されています。

(2) 時代の潮流とまちづくりの視点

社会の構造や経済分野における情勢の変化は、私たちの身近な生活にも大きな影響を及ぼすことから、本市が進めるまちづくりも、これらを的確に把握し将来を見据えながら取組を進めなければなりません。

社会経済活動のグローバル化や高度情報化社会の進展、自然環境との共生や地域資源を活かした持続可能なまちづくりなど時代の要請は多岐にわたっています。中でも、総合計画の策定にあたって特に重要視した視点は以下のとおりです。

人口の減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所は、令和42(2060)年の人口を8,674万人と推計しています。本市においても昭和30(1955)年の9万9,948人をピークに人口は減少しており、平成27(2015)年の国勢調査の結果では6万6,523人となっています。

平成28(2016)年4月の本市における年代別の人口比率は、年少人口割合(15歳未満人口が総人口に占める割合)が12.9%、老年人口割合(65歳以上人口が総人口に占める割合)が32.1%と平成22(2010)年の国勢調査と比較して、年少人口割合が0.6ポイント減少し、老年人口割合が3.1ポイント上昇しています。

このような人口の減少と少子高齢化の急激な進行は、地域経済の衰退や*3 地域コミュニティの崩壊といった問題を深刻化させ、市民が安心して暮らせる地域社会の維持が困難になる要因となります。このため、産業の振興などを通じた定住・移住施策を積極的に推進し、急激な人口減少を抑制する必要があります。また、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行うことにより、少子化に歯止めをかけるとともに高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みをつくる必要があります。

地方創生に向けた取組

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成26

*1 私塾「咸宜園」

江戸時代後期に生まれた儒学者・廣瀬淡窓が豊後・日田の地に開いた日本最大規模の私塾(学校)。

*2 日田祇園の曳山行事

毎年7月20日過ぎの土日に、隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で行われる祇園祭の総称。

*3 地域コミュニティ

一定の地域に居住する人々のつながりや活動。

*4 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日田市における地方創生に関する取組について定めた計画。

*5 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*6 減災(げんさい)

避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組。

*7 「自助」「共助」「公助」

「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自分だけでは解決や行うことが困難なことを周囲や地域で協力して行うこと。「公助」は個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことを公共(公的機関)が行うこと。

(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

本市においても「ひと」が育ち、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる、または、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むといった好循環を生み出すことを目的として、「*4 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28(2016)年2月に策定し地方創生の取組を始めました。

地方創生に向けた取組は、「日田市における安定した雇用を創出する」「日田市への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「人が共に支え合い、安全・安心で快適に暮らせる地域を創る」の4つを基本目標として各種の施策を進めてきましたが、人口減少の抑制には至っていないことから、引き続きこの課題に対応していく必要があります。

市民協働によるまちづくり

地方分権の進展に伴って国と地方の関係が見直され、地方自治体には自己決定による行政運営とこれに伴う自己責任が求められるようになりました。一方で市民のニーズや地域社会の課題は多様化、複雑化が進み、これまでの行政運営の手法では対応が困難なケースが増えています。さらには、過疎化や高齢化の進展に伴って、崩壊の懸念が広がっている地域コミュニティを維持することが喫緊の課題となっています。このことから、従来の行政主導によるまちづくりから市民の声を直接行政に反映させる市民参画によるまちづくりと、市民と行政が共に行動する市民協働のまちづくりへと転換する動きが広がっています。

このような中、本市においては市民が主役のまちづくりの実現を目的として、平成26(2014)年4月に「日田市 *5 自治基本条例」を施行し、あらゆる分野にわたって住民自治と市民協働の取組を進めています。

安全・安心なまちづくり

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や頻発する大規模自然災害の教訓を踏まえて、国は防災、*6 減災のための取組を進めています。一方で人口減少や高齢化といった地域を取り巻く環境の変化に伴って、施設や設備の整備のみでは安全・安心なまちの実現は困難になると想定しています。

本市においても、平成24(2012)年7月の九州北部豪雨や平成28(2016)年4月の熊本地震、平成29(2017)年7月の九州豪雨といった大規模災害を経験し、改めて地域の実情に即した災害への対応が求められています。

災害に強いまちづくりのためには、市民一人ひとりがお互いを助け合いながら地域でできることを実践する *7 「自助」「共助」「公助」により、「次の災害に備える」ことを前提とした防災・減災対策の構築が必要となっています。

持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組

SDGsとは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人間活動に起因する諸問題に対応して、人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう、平成27年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、国においては、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

本市においても、総合計画に基づいてまちづくりに取り組む方向性は、持続可能な開発目標であるSDGsの目指す17のゴールの方向性と同様であることから、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標に繋がるものと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



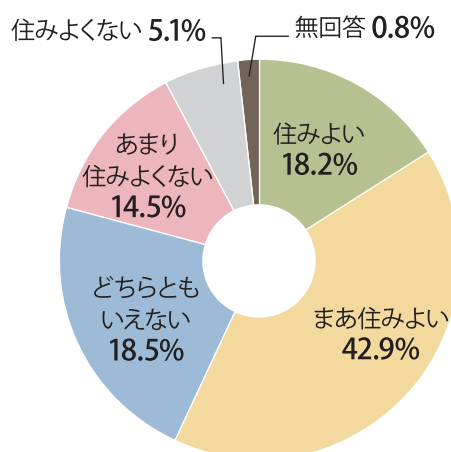
【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

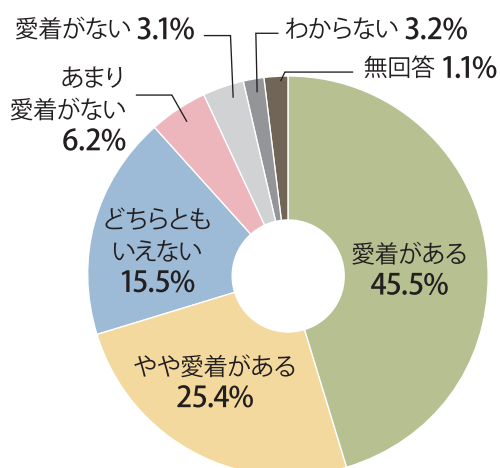
(3) 市民意識調査

第6次日田市総合計画第2期基本計画の策定にあたって、市民が感じている現状と今後求められる政策的課題とニーズを把握するため、平成30(2018)年の11月から12月にかけて、市民3,273人(回答数1,604人、回収率49.0%)を対象として意識調査を実施しました。調査の結果は、市が取り組む政策の方向性を定める総合計画の基礎資料となっています。

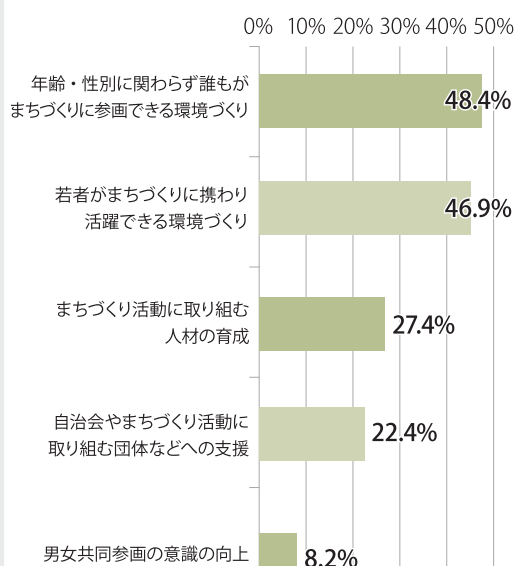
①日田市を住みよいまちだと思いますか。



②日田市に愛着を持っていますか。

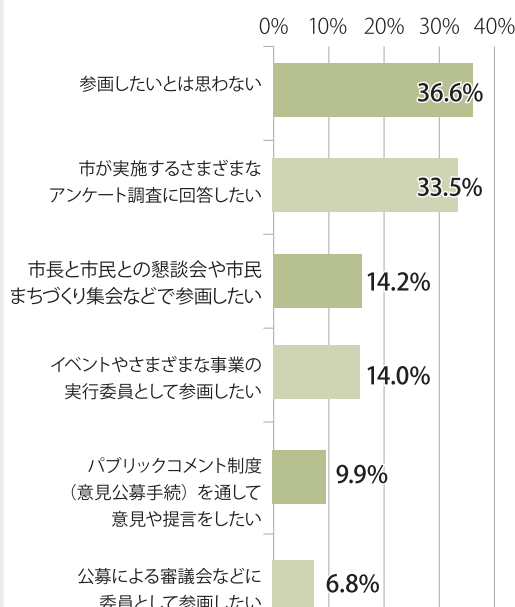


③市民がまちづくりの「主役」となるためには、どのようなことが特に重要だと思いますか。



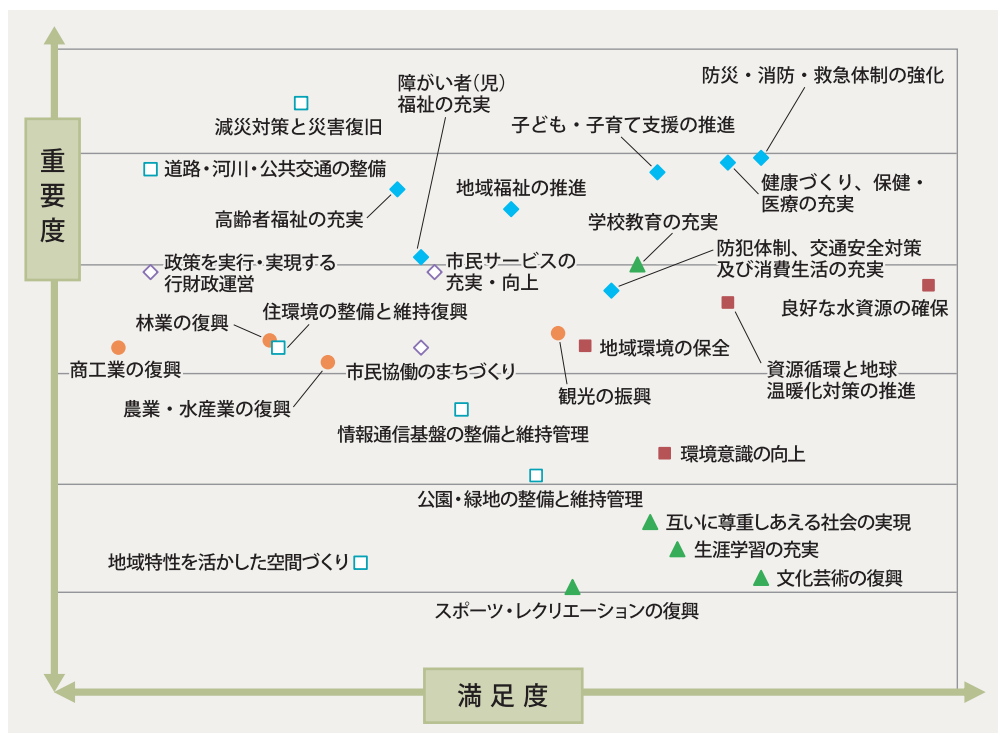
上記の取組について、特に重要と考えるもの2項目を選んで回答。

④市政に参画する機会があった場合、どれに参画したいと思いますか。

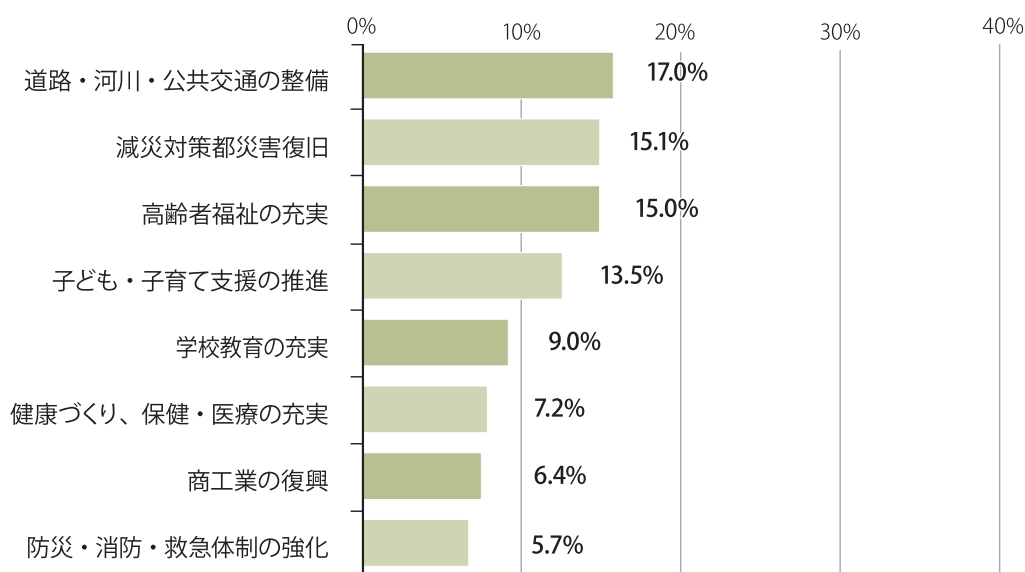


上記の取組について、特に重要と考えるもの3項目を選んで回答。

⑤日田市の施策に対する現在の満足度と今後の重要度についてお聞かせください。



⑥今後の日田市において、特に重点的に進めてほしいと思う施策についてお聞かせください。



29項目の取組のうち、特に重点的に進めてほしいと考えるもの2項目を選んで回答。記載は上位8項目のみ。

持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組

SDGsとは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人間活動に起因する諸問題に対応して、人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう、平成27年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、国においては、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

本市においても、総合計画に基づいてまちづくりに取り組む方向性は、持続可能な開発目標であるSDGsの目指す17のゴールの方向性と同様であることから、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標に繋がるものと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

